

岩手県告示第499号

令和元年10月11日付け岩手県報第11929号登載保安林の指定施業要件の変更予定（令和元年岩手県告示第337号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

令和元年12月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨

(1) 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 盛岡市玉山馬場字川久保57の20、57の21、字太子堂12の2、12の5、12の6、12の8

(2) 所在が不分明である通知の相手方 久保友伸、久保昌彦、佐藤菊太郎、松浦浮男、村山兼松

2 通知の内容を掲示した場所 盛岡市役所